

## 委員会提出議案第2号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年2月25日

西脇市議会議会運営委員会  
委員長 寺北建樹

(理由)

災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合に開会するオンラインを活用した会議に関し、必要な事項を定める必要があるため。



(発言規定の準用)  
第 109条 発言については、第49条(発言の許可等)、第54条(発言内容の制限)第1項及び第2項、第57条(議事進行に関する発言)、第58条(発言の継続)、第59条(質疑又は討論の終結)、第60条(選挙及び表決時の発言制限)、第64条(発言の取消し又は訂正)及び第65条(答弁書の配布)の規定を準用する。

(不在委員)  
第 109条の2 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。委員がオンラインにより会議に出席する場合において、表決宣告の際に現にオンラインにより会議に出席していないと認められるときも、同様とする。

(表決規定の準用)  
第 114条 表決については、第66条(表決問題の宣告)、第68条(条件の禁止)、第71条(記名投票)、第72条(無記名投票)、第73条(選挙規定の準用)及び第74条(表決の訂正)の規定を準用する。

(読替規定)  
第 115条 第91条、第 104条、第 105条、第 109条及び前条において準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあるのは「会議室」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

(携帯品)  
第 128条 議場又は委員会の会議室に入る者(傍聴人を除く。)は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(協議等の場の開催方法の特例)  
第 142条の2 西脇市議会委員会条例第14条の2の規定は、前条の協議等の場について準用する。この場合において、西脇市議会委員会条例第14条の2中「委員長」とあるのは「議長」と、「委員会」とあるのは「協議等の場」と、「委員から」とあるのは「議員から」と読み替えるものとする。

#### 第8章 議員の派遣

(発言規定の準用)  
第 109条 発言については、第49条(発言の許可等)、第53条(議長の発言討論)、第54条(発言内容の制限)第1項及び第2項、第57条(議事進行に関する発言)、第58条(発言の継続)、第59条(質疑又は討論の終結)、第60条(選挙及び表決時の発言制限)、第64条(発言の取消し又は訂正)及び第65条(答弁書の配布)の規定を準用する。

(新設)

(表決規定の準用)  
第 114条 表決については、第66条(表決問題の宣告)、第67条(不在議員)、第68条(条件の禁止)、第71条(記名投票)、第72条(無記名投票)、第73条(選挙規定の準用)及び第74条(表決の訂正)の規定を準用する。

(読替規定)  
第 115条 第91条、第 104条、第 105条、第 109条及び前条において準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあるのは「会議室」と、「議長席」とあるのは「委員長席」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

(携帯品)  
第 128条 議場又は委員会の会議室に入る者は、録音機器、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(新設)

#### 第8章 議員の派遣

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。